

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 二 号

平成二十七年五月十二日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 奥野 信亮君

理事 安藤 裕君 理事 井野 俊郎君

理事 伊藤 忠彦君 理事 柴山 昌彦君

理事 盛山 正仁君 理事 山尾志核里君

理事 井出 庸生君 理事 遠山 清彦君

大塚 拓君 大見 正君

門 博文君 菅家 一郎君

今野 智博君 辻 清人君

富樫 博之君 藤原 崇君

古田 圭一君 宮川 典子君

宮崎 謙介君 宮澤 博行君

宮路 拓馬君 藥 和生君

山口 壯君 山下 貴司君

若狭 勝君 黒岩 宇洋君

階 猛君 鈴木 貴子君

柚木 道義君 重徳 和彦君

國重 徹君 清水 忠史君

畑野 君枝君 上西小百合君

法務大臣政務官 大塚 拓君

参考人 大澤 裕君

(東京大学大学院法学政治学研究所教授)

参考人 前田 裕司君

(日本弁護士連合会刑事弁護センター委員)

参考人 江川 紹子君

(ジャーナリスト)

法務委員会専門員 矢部 明宏君

委員の異動

五月十二日 辞任 補欠選任

宮川 典子君 大見 正君

同日 補欠選任

大見 正君 宮川 典子君

四月三十日 選挙的夫婦別姓の導入など民法等の改正を求め

ることに関する請願(辻元清美君紹介)(第八四

八号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

同(阿部知子君紹介)(第九〇七号)

びジャーナリスト江川紹子君、以上三名の方々に、お忙しい中、御出席をいただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、大澤参考人、前田参考人、江川参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑に対してお答えをいただきます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできません。

それでは、まず大澤参考人をお願いいたします。

○大澤参考人 皆様、おはようございます。東京大学で刑事訴訟法を教えております大澤と申します。本日は、どうぞよろしく願っています。

裁判員法の一部を改正する法律案でございますが、私は、法律案のもととなりました法務大臣からの諮問が法制審議会の部会で調査審議をされた際に、委員としてその議論に加わっております。

そこで、本日は、部会における議論も踏まえつつ、法律案について意見を申し上げます。

今回の法律案による法改正は、白表紙の法律案要綱第一から第四に示されておりますように、大きく四つの事項に及んでおります。

このうち、第二の重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加と第三の非常災害時における裁判員候補者等の呼び出しをしない措置、これらは東日本大震災の経験を踏まえた法改正であり、法律案のような規定を設けることについては、法制審議会の部会においても格別の議論はありません。

部会において議論が集中いたしましたのは、第一に挙げられました長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外についてであり、加えて、第四に挙げられております裁判員等選任手続における被害者特定事項の取り扱いのうち、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならない義務を負わせる、この点についても若干の議論がありました。

そこで、以下では、第一の法改正を中心に意見を述べさせていただきます。最後に時間があれば第四の法改正にも一言触れることしたいと思います。

さて、裁判員制度の趣旨でございますけれども、裁判員法第一条は、御案内のとおり、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ということを挙げております。その言わんとするところは、裁判員制度導入の基礎となった司法制度改革審議会意見書が述べているところ、すなわち、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることにより、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる。そのように述べているところと異ならないものと思われま

す。このような趣旨、狙いのもと、裁判員制度は、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい一定の重大犯罪を対象事件として設けられております。

このような趣旨との関係でまず問題となりますことは、長期間の審判を要する事件等を裁判員裁判の対象事件から除外することについては、まさ

本日の会議に付した案件

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

同(階猛君紹介)(第九四五号)

同(辻元清美君紹介)(第九五〇号)

同(池内さおり君紹介)(第九八一号)

○奥野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、東京大学大学院法学政治学研究所教授大澤裕君、日本弁護士連合会刑事弁護センター委員前田裕司君及

に、今申し上げたような制度趣旨と相入れないのではないかとこの点です。長期間の審判を要する事件は、一般に、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい重大事件であることが多いといえます。そのような事件を対象事件から除外するということは、制度の趣旨と正面から衝突するようにも思われます。

しかし、裁判員法が定める裁判員制度は、司法参加を通じて国民の司法に対する理解の増進、信頼の向上という制度の積極的な目的と、他方で、裁判員等国民の負担の考慮とのバランスの上に組み立てられた制度と言えらるかと思われま。例えば、対象事件の限定もそうでありま。また、裁判員法三条が定める対象事件からの除外、すなわち、裁判員等の生命、身体、財産に危害が加えられるおそれがある場合等の対象事件からの除外、これも、その基礎には裁判員の負担への考慮が働いているかと思われま。今回の法律案の第一の法改正も、裁判員の負担過重を避けることを主目的としておりま。裁判員法は、そのような観点からの例外的な扱いを排除するものではないと思われま。

また、第一の法改正が条文中に挙げておりま。裁判員の選任が困難、あるいは裁判員の職務の遂行を確保することが困難である場合は、除外制度が存在しなければ、当該事件について、事実の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用、実現するという刑事裁判の機能が停止してしまう場合と言え、この法改正には、そのような事態を避けるという趣旨も含まれているかと思われま。

裁判員制度は、憲法上許された制度ですが、憲法上不可欠とされる制度ではありません。憲法の枠の中でさらによい刑事裁判を実現するため、立法政策上設けられた制度です。極めて重要な制度であります。刑事裁判をよりよくするための制度であるならば、その貫徹のため、そもそも刑事裁判自体を機能停止に陥らしてしまうこと、これは制度の逆立ちだと言わなければならま

せん。

このように見ますと、第一の法改正のような対象事件からの除外規定を設けることも、裁判員制度の趣旨に照らし、直ちに許されないことではないと思われま。

そこで、次に問題となりますのは、第一のような法改正にその必要性があるのかという点です。裁判員制度の施行から間もなく六年となりますが、この間、御案内のとおり、裁判員の職務従事期間が百日以上に及ぶ事件も複数あらわれておりま。しかし、これらの事件を含め、裁判員の選任、職務遂行ができなかつた例というのは、これまでどこもあらわれておりま。

このことを踏まえ、部会では、第一の法改正について、それを必要とする立法事実がないのではないかとこの問題も提起されました。

しかし、第一のような法改正は、問題が現実化し、刑事裁判が機能しなくなつてからでは遅く、将来、これまでの例を超える長期間の審判を要し、裁判員の選任あるいはその後の職務遂行確保が困難となる事件が出現する、そのような可能性も否定し得ないと思われま。それに対する備えを制度上用意しておく必要性というのは、やはり否定できないように思われま。

審判が長期間に及べば、選任の時点において、辞退事由に該当すると認められる候補者がふえるということとは間違いなく、また、選任後の職務従事期間中において、職務継続を困難にするような不測の事態が生じる危険もまたふえると言わなければならま。御承知のとおり、インフルエンザにより辞任を申し立てた裁判員が解任をされ、その結果、裁判員が員数不足となり、補充裁判員もいなくなつていたことから、最終的に裁判員全てを解任し、手続をやり直すこととなつた水戸地裁の例というものがございま。これなどは、不測の事故が思いのほか容易に起こることを示す例ではないかと思われま。

法改正の必要性という点では、長期間の審判を要する事件が生じた場合に裁判員裁判が可能とな

よう、現行法上の制度で裁判の迅速化を図ることにより対応することができないのかということも問題となります。

この点で考えられる具体的方策としては、公判前整理手続において争点、証拠を十分に整理し、絞り込むこと、複数事件の併合審理によつて審判の長期化が見込まれる場合には、弁論を併合せず審判すること、複数事件の弁論を併合する場合、区分審理制度を活用することなどが挙げられま。

しかし、争点、証拠の整理、絞り込みを尽くしても、事案の真相を解明し、刑罰法令を適正に適用実現するため、なお少なからぬ争点について多数の証拠を調べざるを得ず、長期間の審判となることを避け得ない、そのような事例が存在し得ることは、理屈の上で否定できないように思われま。また、複数事件の併合審判は、適正な量刑のため、あるいは正しい事実認定のため、それが必要とされる場合がありますし、証人が繰り返し証言を求められることを避け、その負担を軽減するために必要とされる場合というのも存在し得るため、区分審理制度は、複数事件の弁論を併合しつつ、審判の長期化を避け、裁判員の負担を軽減するための工夫として導入された制度ですが、やはり限界があることは否めま。

司法参加を通じて国民の司法に対する理解の増進、信頼の向上という制度趣旨のもと、よりよい刑事裁判を行うための制度として裁判員制度というものを設けた以上、その対象事件については、可能な限り、裁判員が参加する合議体による審判が可能となるよう、関係者の努力が求められるというところは疑いのないところ。しかし、現行法上存在する方策を用いた努力には限界があるということも否めないように思われま。

このように、長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外を制度化する必要があると思われま。最も問題となるのは、その要件をどのように設定するかです。この点では、法制審議会に諮られた要綱(骨子)案は、部会の議論を通じて

修正をされ、今回の法律案はその修正を反映したものとされておりま。

重要な修正の一つは、「審判に要する見込まれる期間が著しく長期にわたることあるいは、公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ること」に「回避することができない」との文言を付加した点です。これは、対象事件からの除外が、公判前整理手続による争点、証拠の整理、絞り込み、弁論の併合、分離の適切な運用、区分審理制度の活用等、可能な努力を尽くした上、それでも審判の長期化を避け得ない場合のやむを得ない措置であることを明らかにする趣旨のもので。重要と思われま。一つの修正は、裁判員等を「選任することが困難な状況にあるとき」を「裁判員の選任又は職務の遂行を確保することが困難」と改めた上で、その判断に当たつての考慮事情として、他の事件における裁判員の選任または解任の状況、法二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過、法四十六条第二項の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過、これを明示した点です。

除外の要件のうち、「審判に要する見込まれる期間が著しく長期にわたること」については、それがどの程度の期間を意味するのか、部会でもイメージが議論されましたが、これまで裁判員裁判を行うことができつた百日程度の期間ではこれに当たらないということは共通の前提に、それでは六カ月ではどうか、一年ではどうかのかでは意見が分かれました。

著しく長期の具体的基準を示すことは、事柄の性質上困難であるばかりでなく、審判に要する見込まれる期間は審理計画の立て方によつて変動し得るといふことも考慮すれば、著しく長期として仮に一定の数字を立てることができたとしても、その数字で一刀両断的に除外するかどうかを決することには無理が残ります。このようなかで行われた、先ほど御紹介した二番目の修正は、著しく長期を除外要件の核とし、その具体化を図るというアプローチから、裁判員

の選任または職務の遂行を確保することが困難と認められるかどうかを除外要件の核に据え、その判断の考慮事情を明記することで判断に一定の縛りをかけるというアプローチ、そこへの方向転換であったと言えるように思われます。

裁判員選任の困難、職務遂行確保の困難は、審判に要すると見込まれる期間から直ちに認め得る場合があるということも否定できませんし、対象事件からの除外例が蓄積されたものでは、他の事件における裁判員の選任または解任の状況から直ちに判断される場合もあり得ると思われず。

しかし、そうでない場合には、当該事件における裁判員等の選任手続の経過が最も確実な判断事情であるということは間違いありません。それを重要な考慮事情に組み込んだこの修正は、除外の判断が全体としてより確実な基礎の上に行われるよう方向づけるものと言え、基本的に妥当なものであるとともに、部会のコンセンサス形成にも決定的役割を果たしたというように思っております。

最後に第四の点について触れようと思いましたが、時間が来ておりますので、ここまでとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○奥野委員長 ありがとうございます。

次に、前田参考人をお願いいたします。

○前田参考人 おはようございます。弁護士の前田裕司でございます。

私は、この委員会で審議されております裁判員法に関する法案を検討いたしました法制審議会の委員を務めておりました。その前の、法制審議会での議論の整理をいたしました、法務省に設置されました裁判員制度に関する検討会の委員も務めておりました。いずれも、日本弁護士連合会の推薦の形で委員となった者でございます。

その当時、日本弁護士連合会には裁判員本部という組織ができておりました。私は、その裁判員本部の副本部長という立場にございました。裁判員制度の見直しが議論されるに当たりまして、裁判員本部の中に三年後検証小委員会という組織を

立ち上げたのでございますが、私は、その小委員会の委員長という立場で、日弁連の改革提言の取りまとめをした者でございます。

そのような立場から、裁判員制度に関する検討会におきましても、日弁連の取りまとめました改革提言を提案いたしました。その内容を一々御説明する時間はないので、項目だけ申し上げておきたいというふうに思っています。

一つは、裁判員裁判の対象事件に被告人の請求する否認事件を加えるということですが、

それから、有罪を言い渡す場合の評決要件、現在は裁判官一名を含む裁判官と裁判員総数の過半数ということですが、これを裁判員の過半数及び裁判官の過半数というふうに改めること、有罪要件のハードルを高くするというところでございました。

それからもう一つは、死刑という量刑判断をする場合には評決要件を全員一致とすること、これも提案をいたしました。

また、裁判員の現行の守秘義務を緩和すること。それから、裁判員やその経験者の負担軽減の措置を法律において定めること。

それから、これは公判にかかわるルールでございますが、裁判員に対する刑事裁判のルールに関して、現在は裁判員選任の手続の段階で裁判長が説明いたしますが、これを改めて公判廷において行うこと、公判における事実認定の手続と量刑の手続とを峻別する手続二分をとること、少年の逆送事件におきましては、少年の立場に配慮した公判における特別の規定を設けることというようなことでございました。

ただ、残念ながら、裁判員制度に関する検討会で提案をいたしましたけれども、法制審議会での議論の対象とすることはできなかったわけでございます。

しかし、裁判員制度というのは全く新しい刑事司法制度でございますから、その運用状況をつぶさに検証して、改革すべき課題があれば積極的に

その改革を図って、よりよい裁判員制度を実現し、これを真に国民全体に根づかせていくということは非常に重要なことだと考えております。

したがって、今後とも、裁判員裁判の実証的な検証を行って、一定の期間経過後には再度制度を見直すということを法律で明確にしておくということは必要なことではないだろうかというふうに考えております。

さて、先ほど大澤参考人もお話しになりましたけれども、今回の改正案の中で、法制審議会でも議論を呼びましたのは、長期の審理期間を要する裁判員裁判の除外規定の問題でございます。

検討会や法制審議会でも議論がなされております時点での裁判員裁判で最も長期の事件は、さいたま地方裁判所で行われました、殺人三件が併合された事件でございます。その裁判員の職務従事期間が百日でございます。その後、尼崎の事件で、神戸地方裁判所、百三十二日間の職務従事期間というのもございます。先月末に東京地方裁判所で判決のありましたオウム真理教関連事件では、実審理日数が四十日を超えるという最長の事件もございました。

ただ、いずれの裁判員裁判におきましても、裁判員の方を初め、法曹三者の努力によりまして、審理は滞りなく終わっておるわけでございます。したがって、現時点で見ると、裁判員の方の負担が大き過ぎて、裁判員裁判から除外をしなければ審理ができないような案件はないというのが共通の認識であろうかと思っております。

検討会におきましても、法制審議会におきましても、これまで実施されてきたような長期の審理期間の事件を除外すべきだというような意見は全くなしでございます。そのような意味で、本法案の立法事実はないというのが出発点ではございました。

しかし、裁判所による裁判員への呼び出し状の送付に関する改正案が別途かかっておりますけれども、そのような法律を新たに設ける契機となりましたのが、東日本震災でございました。大震

災によつて長期にわたり郵便の配達もできないというような、立法時には想定しなかったような事態も生じたわけであります。それを我々は目の当たりにしたわけでございます。

そういう事態がございましたので、審理に長期を要する案件に関しても、法曹三者ができる限りの努力を行いつつ審理期間への配慮をしたといたしましたが、職業として裁判にかかわるわけではない一般市民の方がそれを担い切ることが到底不可能なような長期の審理案件が全く生じないのかと言われれば、その保証はないわけでございます。

そういう意味で、そのような方が一の事態に備えて国家としてそのような法整備を図っておく必要があるのではないかと問われれば、これを否定することはできません。したがって、そのような趣旨であるとするならば、特に反対すべき理由もありませんので、私も、検討会におきまして、総論的には賛成をしたわけでございます。

ただ、問題は、それをどのような具体的な要件で規定するかということでございます。

そもそも、裁判員制度というのは、司法の国民的基盤を確立するということの重要な方策として採用されたものでございます。その制度趣旨からいたしますと、裁判員裁判の対象事件をふやす方向で検討されることはあっても、一旦対象とされた事件を仮に除外するということになりましても、極力限定的なものにしなければならぬというところになるのでありまして、これも委員共通の認識だったのではないかとこのように考えております。

そこで、法制審議会におきまして、どのような具体的な規定になるのかと注目しておりましたところ、当初出されました事務局案は、著しく長期の審理期間または著しく多数の公判日数の事実について、裁判員選任手続に入る前の公判前整理手続の経過または結果によって、裁判所が除外決定をすることができるという規定でございました。

確かに、著しく長期ですとか著しく多数という

用語によりまして、除外事例を限定する趣旨が含まれる表現とはなっておりません。しかし、最終的には、公判前整理手続の結果を踏まえた上で、全てが裁判所の裁量に委ねられるという規定でございました。そのため、法制審議会や検討会では除外すべきではないとされました。現在行われてきたような案件につきましても、当該事件の裁判所が、裁判員に過重な負担をかけるのではないかと、このように考えた場合には、裁判員選任手続を経ないで、公判前整理手続の段階でこれを除外することもできるという規定ぶりになっていたわけでございます。

また、裁判員としての職務というのは、国民の参政権と同じような一定の権限を国民に与えるものというふうな考えかたと思えますが、裁判員裁判から事件を除外することになりますと、その国民の権限行使を制限するという側面が生じるわけでございます。しかし、当初の事務局案のように、裁判員選任手続を経ないで、公判前整理手続の段階で裁判所が除外決定できるという規定でございますと、裁判所が国民の意向を離れて、国民の権限行使を制約するののかという批判を生みかねない内容でございます。

そこで、私は、法制審議会の一委員として修正案を出したわけでございます。

それは、一旦必ず裁判員候補者を呼び出して、その選任手続の経過や結果を踏まえて、裁判所が除外するかどうかを判断したらどうかという案でございました。裁判員選任手続に入っても裁判員がなかなか集まらない、あるいは辞退者が続々生じるというような事態が生じたときには、これは、裁判員裁判の対象事件から除外してもいいし方ないだろうということで誰しもが納得せざるを得ないのではないかと考えたからでございます。

すなわち、私の案は、選任手続に入ることを必要な要件とするものでございました。ただ、この修正案に対しましては、裁判員選任手続を経て除外事例を決定するという事案が累積

された段階ではほかの事例を参考にして判断できるのではないかと、そういう事態が生じて以降も必ず裁判員選任手続に入る必要があるのかという御意見がありました。確かにそのとおりでございます。私自身も、そのようなときにまで選任手続にこだわることはないというふうな考えで、その意見を述べました。

そのような議論経過を経まして出されましたのが、現在の法律案でございます。この法律案でも、規定の上では、必ず選任手続に入るという規定にはなっておりません。したがって、私の指摘した問題が全て解消されたわけではございませんが、法制審議会には、最高裁判所の刑事局長、東京地方裁判所の刑事部長代行という立場の委員の方もおられました。その裁判官委員の方々が、現在は除外すべきような事案は生じていないのですから、とにかく、この法律が施行された後は、まずは、裁判員選任手続に入つて、その状況を見た上で判断をすることになるでしょう、そのような運用をすることになるでしょうというふうな言明をされました。また、事務当局も、その趣旨の説明をされました。

そこで、そのような御意見を信頼して、選任手続に入つて判断するという裁判所における運用がなされることを前提として、私も最終的には賛成に回つた次第でございます。したがって、当初からそのような運用上の保証がないということになりますと、私が賛成をしたその基礎が失われるということになるわけでございます。

いづれにいたしましても、現在は、関係者の皆様方の努力によつて、裁判員の負担が大き過ぎず、裁判員裁判から除外しなければならぬという案件はないのでございますから、この法律が施行された後、今後、万が一そのような事態が生じましても、とりあえずは、裁判員選任手続に入つた上で裁判所が判断をされる、これがこの法律の運用のかなめではないかというふうな考えでおる次第でございます。

私の意見は以上でございます。(拍手)
○奥野委員長 ありがとうございます。
次に、江川参考人にお願いたします。

○江川参考人 おはようございます。江川でございます。

ちよつと風邪を引いております、お聞き苦しい点がありましたら、申しわけありません。先日、一連のオウム裁判で、最後の被告人となりました高橋克也被告の二審判決が出ました。オウム事件では、教団のナンバーワンが殺害されるという残念な事件はありましたけれども、それ以外は最後の一人まで法の裁きにつけた。これは、法治国家として誇つていいことだと思います。

一連の事件では、たしか百九十二人が起訴されたわけですが、そのうち百八十九人については職業裁判官のみで裁判が行われ、刑が確定しました。そして、長年逃走していた三人については、一審が裁判員裁判で行われたわけです。つまり、同じ事件について、職業裁判官の裁判と裁判員裁判が行われました。私は、その両方を傍聴して、取材をしてきました。

裁判員裁判というのは、確かに見ていてとてもわかりやすかったです。例えば、サリンとはどういうものなのか、それが体にどう作用するのかなど、専門家が図式化して、しかも壁のモニターにそれを映して説明をするということなので、非常にわかりやすかったです。

傍聴人にもわかりやすく、もちろん裁判員にもわかりやすく、傍聴人にわかりやすいということについては、一般国民にわかりやすいということなので大変結構です。それに加えて、被告人にもわかりやすい。被告人がそこで何が行われているのかをちゃんと理解して裁判を受けることができるというの、極めていいことだと思っております。

その一方で、裁判員裁判の場合は、できるだけ長期化を防ぎたいということで、さまざま要素をそぎ落とし、争点を絞つた審理が行われます。証人尋問も、尋問事項が非常に限られます。高

橋被告と同じ地下鉄サリン事件の運転役が証人と出てきたわけですが、彼に對する檢察側主尋問は、最初の指示、指名をされたところから、犯行の準備、犯行、その後の状況まで含めて、わずか一時間で終わったのは非常に驚きました。効率的ではあります。もしオウム裁判の最初からこれをやつていたら、この方式でやつていたら、その全体像を裁判を通じて知るところとは困難だったであろうというふうに思いました。

また、過去の職業裁判官による裁判では、法廷と法廷の間に何日間か、一定の日にちがありまして、証言を聞いた被告人がじっくり考え、反省を深めるなどの様子に接することもありました。一方、裁判員裁判の場合には、連日法廷になりますので、被告人がじっくり考えるというような暇もなかったであろうというふうに思いました。

さらに、気になったのは、これはオウム裁判に限つたことではないのですけれども、裁判員裁判となりまして、裁判員の負担をふやさないと、これを考へてでありましようが、スケジュール重視、もつと言つとスケジュール絶対主義の裁判進行が行われることがある。裁判所は、とにかく時間を気にして、その日の終了時間を最優先にして、見るように見え、裁判長が裁判の間、時計ばかり見ているというふうな感じられるときもありませんでした。

時間の問題に限らず、裁判所は、裁判員に気持ちよく帰つていただくということを過剰に重大視しているように思えてなりません。実は、このことをある元裁判員、裁判員経験者に投げかけてみると、自分もそう思うというふうな反応が返つてまいりました。

こうした配慮から、殺人事件の遺体の写真をイラストにする、さらにイラストも認めないというケースも出ています。

当たり前のことですけれども、裁判員制度のために裁判があるわけではないわけです。また、被害者からすれば、裁く側にはこの残酷性こそ知つてもらいたいというケースもあると思ひます。

そもそも、事実を争いがなく、残虐性のみが争点になるような事件で、本当に裁判員裁判が適切なのかなと思うこともないわけではありません。例えば、覚醒剤の密輸グループの仲間割れで、一方が一方を生きたまま首をのぎり引きにして殺したなどというような事件で、被告人はしかも事実を認めているというときに、どこに市民感覚を反映させたいのかなというのは、いささか疑問であります。

また、オウム事件のように、何人も人がかわわって何件もの事件を引き起こし、その背景には私たちの日常とは全く異なる特異な価値観や人間関係があるなど、理解が難しく、複雑な事件であり、しかも、その社会的影響が大きく、できるだけ全容解明が求められているというようなケースもあるわけです。この場合、裁判員裁判にして、ぎりぎりまで立証をそぎ落とし、争点を絞った立証活動を行うという裁判が果たして適切なものかというところは、考えるべきではないでしょうか。

裁判には真相究明機能は求めないというならば、それはそれでいいのかもしれませんが、しかし、現実には、被告人は一審が終わるまで接見禁止になることもあり、死刑が確定したらこれまた外部の人とはほとんど会わせない、こういう状況では、いろいろな専門家とかジャーナリストによって真相解明をするというところは非常に困難を伴うわけです。そうした前提条件を続けざま、裁判に真相究明機能を持たせなくていいということに国民が合意しているとは思えません。

今回、国会では、裁判員の負担を考慮して、長期にわたる裁判は裁判員裁判対象事件から外すことが検討されているというふうになっております。それ以外に、長期裁判以外に、さきに挙げたような残虐な事件、オウムのような複雑な事件で、ある程度時間をかけた真相解明が求められるケースでは、検察、弁護側双方から意見を聞いた上で、もう少し柔軟に対応できるようにした方がいいのではないかなという気はいたします。

ただし、これは、裁判員裁判をできるだけ少な

くした方がいいという趣旨では全くございませぬ。私の認識は、むしろ逆であります。

裁判員制度は非常にすぐれたところのある制度だと思っておりますし、それを現在の限られた対象事件に限定しておくのはもったいない、むしろ拡充した方がいいのではないかと期待しております。

例えば、乗り物内での痴漢事件で、人間違いなどによって冤罪が起るケースが少なくない指摘されております。一審有罪になった被告人が高裁で逆転無罪になったケースも何件かあります。有罪が確定した後も、無実を訴えて再審を求めるというような人もいるわけです。

裁判員裁判対象事件をよく重大事件と呼ぶ方がいらつしやいます。しかし、本人にとつては、痴漢事件も、例えば仕事を失い、人生を狂わせるといふ意味では、重大事件なのであります。しかも、こうした事件は、残虐な殺人事件よりも市民感覚が生かしやすいといふことも言えると思えます。弁護士、検察官のいざからか希望があった場合に、現在対象になっていない事件でも裁判員裁判で裁く道を開くなど、対象事件の拡大を検討してもいいのではないかとおもうに思っています。

この点は、裁判員裁判対象外の事件の状況もよく調べて、先生方にはそれなりの時間をかけて検討していただきたいというふうにおもうのであります。

また、きょうは詳しく触れるつもりはございませぬが、冤罪を主張し再審を求めている事件で、裁判をやり直すかどうか、過去の裁判所の判断が誤っているかどうかといふことを裁判官のみが判断する現行制度よりも、先輩裁判官へのしがらみのない一般市民が加わって判断するなど、裁判員制度のよさを拡充していくことは考えてよいことだといふふうにおもうに思っています。

裁判員の負担を考慮して、長期間にわたる裁判は対象外とすることを検討するということに対して、私は必ずしも反対するものではありません。確かに、長期間の裁判は、裁判員の負担は非常に

重いです。

例えば、今度のオウムの高橋被告の場合は、開かれた公判は三十九回に上り、その裁判員の在任期間は百十三日間でした。会社勤めの方が複数おられました。最初は、朝早くに会社に行ったり、法廷が終わった後に会社に行つて、何とか両立をしようとしていたけれども、結局、体力的に無理で、特別休暇をとつたという方もいらつしやいました。

ただ、それでも、補充裁判員も含め、選任されたのは十二人いらつしやいましたけれども、そのうち、何と、一人を除く十一人が、これは国民の義務だからといふことでその役目をやり切つたわけでありまして。そして、終わった後には、いろいろ改善してほしい問題点はあるし、非常に大変だつたけれども、やつてよかつたということもおつしやつておりました。

そういう高い意識と、それから裁判員を支える環境があれば、長いといふだけで必ずしも対象から外す必要もないのかもしれない。

一番大切な問題は、そういう高い意識をどう国民全体に広く育んでいくのかということであり、そして、裁判員が活動しやすい環境をどうつくっていくかということでもあります。そのための対策を十分にやつてきたかということをまずは検討していただきたい、お願い申し上げます。

例えば、子育て中のお母さんが裁判員を務めたい、長期にわたる裁判員を務めたいけれども、子供を預けるといふことに非常に苦労されたように、裁判員には一時的な保育サービスを優先的に受けられるようにしてもらえないかということをおつしやつていきました。あるいは、裁判員の構成によつては、土日の開廷など、従来の裁判所の慣行を変えることも考えた方がいい場合もあるでありません。

制度としての対策は今十分なのか、そのところを十分に議論していただきたいというふうにおもうに思っています。

これは裁判員制度ができるにも議論されたことでしようけれども、やはり罰則をかけてそれを課すというのはいかかなものかと思えます。裁判員の経験をできるだけ多くの人が共有し、よりよい制度にしていくためには、少なくとも守秘義務の範囲縮小が必要ではないか。オウム事件のように多くの証言が必要で複雑な事件で、しかも、時間が大分たつておりますので、証人の記憶が不鮮明で証言の細部が食い違つていふようなケースもあるわけです。その場合、裁判官はどのように助言し、説明を尽くしたのか。そのことをちゃんと検証し、よりよい制度に仕上げていくことが必要だと思えます。

それから、証拠の目的外使用についても一言だけ申し上げたいと思えます。

裁判員制度ができる過程で、証拠開示の範囲が広がるのに伴つて、被告人や弁護人が証拠を裁判準備以外の目的で使うことを禁じるという条文が刑事訴訟法にできました。被告人については罰則規定もあります。

確かに、刑事裁判の証拠にはプライバシーにかかわる情報が多くて、その扱いに神経を使うのはよくわかることでもあります。しかし、この規定のために、例えば冤罪を訴えている事件で、この事件を取材している記者に、理解を深めるために弁護人が証拠を見せるということもできなくなつておられます。これはおかしいと思えます。

証拠というのは税金で集められたもので、いわば公共財であります。にもかかわらず、検察が目的外使用に当たると判断すると、それを適切に活用できないといふのは問題があると思えます。

この条文は一旦廃止して、プライバシーへの配慮をした上で、適切に有効活用する方法をぜひ御議論いただきたいと思えます。

最後に、再び裁判員法の問題に戻りたいと思えます。

今、申し上げてきましたように、いろいろな課題がございまして。裁判員制度というのはまだまだ発展途上だといふふうにおもうに思っています。

問題があれば改正できるということではありませうけれども、やはり、見直し規定というのはぜひ存続をさせていただきたいというふうに思いますが。見直し規定があるからこそ、問題がないかどうかということを意識的に点検するということになるんだというふうに思います。

特に、先ほども申し上げたように、守秘義務があります。守秘義務が課せられている中では、裁判員の声は出にくいということに御留意いただきたい。よほど意識的に点検しないと、問題があっても顕在化しない場合があります。

特に、今後、裁判員裁判のもとで下された死刑判決の執行が相次いで行われる時期がやってきます。自分が下した判決で実際に人が死ぬということになったときに、裁判員だった人がどういう状況になるか、今から予測することはできません。私も、長くオウム裁判を見てきて、過去に傍聴記で書いたことはよかつたのかなと今思うことがあります。裁判員も、同じことを思う人がいてもおかしくありません。ましてや裁判員の場合、私などと違って、その刑に直結する判決にかかわるわけですから、深刻な重荷になるケースも出てくるかもしれません。

そういうときのことも考えて見直し規定を維持して、声を上げにくい裁判員の声に意識的に耳を傾ける、さらに被告人や被害者の声にも積極的に耳を傾けて、よりよい制度に仕上げていただきたいというふうに願うものであります。

どうも御清聴ありがとうございます。(拍手)
○奥野委員長 ありがとうございます。(拍手)
以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○奥野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。辻清人君。

○辻委員 おはようございます。自民党の辻清人でございます。

参考人の皆様、本日は、御多忙の中、本当にありがとうございます。

二十分という限られた時間ですので、早速質問に入らせていただきます。

この裁判員制度が施行されて六年目の節目でございますが、国民の司法への参加という大変意義がある法益であるとともに、さまざまな課題があります。その中で、特に私の方からは、今回の法改正のうち、第一部の改正の長期の裁判における裁判員の除外規定に関する部分を含めて、この制度全体に対する参考人の皆様の御意見を賜ればと思います。

早速でございますけれども、今、三名の参考人の方々と共通としてお話がございましたが、こういった長期の裁判も含めて、裁判員の方々に對する負担の軽減という部分の話がありました。

裁判員制度が始まってから、実際に裁判員の方々が参加をする裁判においては、実際の審理の時間がかなり短縮はされているんですね。ともすれば、精密司法から核心司法への転換といった意味では、審理に対する時間を気にする余り、本当に重要な部分が、枝葉の部分がそぎ落とされているのではないかと、そういった批判も聞かれています。

これは、大澤参考人、前田参考人、江川参考人、それぞれにお聞きしたいんですが、そういった御意見に対して、今回、特にそういった長期の裁判に対する除外規定のこともそうでしょうか、裁判員裁判の実際の審理時間、これに余りにも気を使い過ぎて、審理の時間を気にする余り、刑事裁判自体が形骸化されるというおそれについての皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

○大澤参考人 刑事裁判が裁判員制度によって形骸化することがあることは、これは許されないことであろうというふうに思います。裁判員裁判というのは、よりよい刑事裁判を実現するために導入された一つの仕組みでありまして、よりよい刑事裁判がそれによって犠牲になるということとは、これは逆さまの話であろう。これは江川参

考人がおつしやられたことでもあろうかと思えます。

ただ、その上で、刑事裁判というのは何をやるべきところなのかということは、これは考えてみる必要があるかと思えます。

起訴された公訴事実について、その犯罪事実が存在するかどうかを明らかにし、刑罰を科する、さちつとした量刑ができるために関係する事情を明らかにする、それが刑事裁判の本来の目的であり、それがさちつとできるようにすること、これが大事なのだろうと思えます。それがさちつとできていない以上、それは私は形骸化と呼ぶには当たらないというふうに考えております。

○前田参考人 参考人の前田でございます。私は、先ほど申し上げましたとおり、日弁連の裁判員本部という組織に所属しておりまして、裁判員裁判における公判前整理手続の実情ですとか実際の公判の実情について、ある程度委員からの報告などを受ける立場にはございますけれども、全てを把握しているわけではございませんので、その範囲でお答えをいたします。

確かに、今御質問のありましたような、裁判所が、進行の時間にこだわる余り、弁護人の発言を厳しく制約するとか、そういう事例が裁判員裁判が始まった当初におきましては幾つか報告をされたということにはございましたけれども、その後、法曹三者のさまざまな意見交換の場等もございまして、裁判員の負担に配慮する余り、進行がそちらに傾き過ぎて、実質的な刑事裁判の目的を損なうような事態が生じているのかというふうに聞かれると、そういう事態にまでは至っていないし、おおむね、やはり弁護士、検察官のそれぞれの立場で意見を申し上げるわけでございますので、その当事者の意向を踏まえながら裁判所が訴訟の進行をされているというふうに全体的には承っております。

○江川参考人 先ほどのオウムの事例、オウム三件ですね、その中では、やはり迅速化ということと弁護側の証人が認められなかったりというよう

なケースもありましたし、実際に先ほど申し上げたような裁判の状況もありました。

やはり、何をやったのかだけではなく、なぜこんなことをやってしまったのかという部分を説明することが必要な事件もあります。事件によって異なると思うんですね。オウムの場合には、何であんなことをしてかしたのかというようなところが非常に重要で、そのために、かつての裁判では、弁護人によっては、その人の生い立ちなどを本人にじっくり何回もかけて語らせるだけではなく、その周辺の人たちの話を聞かせるというような場面もありました。

そういうような、丁寧に立体的に真相解明、なぜやったのかというところの動機、あるいはそのときの精神状態も含めて丁寧に解明をするということになると、裁判員裁判では難しい事件もあるということだと思えます。ただ、それがしゅちゅうあるかというところ、そうでもないのかなという気はいたします。

○辻委員 この裁判員制度自体は、ともすれば調書裁判と言われていた日本の司法の現場において、それがより直接主義的、口頭主義的になったということに関しては大変評価に値することだと思っております。最近の裁判員候補者のうち呼び出しに応じた人の割合が、初年度の四〇％から昨年は二七％まで落ちてきているという、そういった数字がある。

江川参考人の方からも、例えば育児中のお母さんは託児所に預けられないとか、そういった部分、あと、会社の方が会社に有給を申請して参加をしていると。実際、裁判員の方々に聞いてみられると、御自身に対して裁判所からフォロワーはあるけれども、そういったフォロワーを会社にもしてほしいとか、そういった要望もございまして。今まで裁判員裁判で一番長い裁判が大体百日程度ということで、そういった裁判は今回の第一の法改正の部分には該当しないだろうというふうには言われておりますが、実際、この二七％という数字を踏まえて、できるだけ多くの方々に裁判員裁

判に参加をしてほしい、国民の司法参加といった趣旨にこの数字は全く反する数字になってきております。

そんな中で、これも三人の参考人それぞれにお聞きしますが、実際、今回の法改正というのは裁判員の方々に対する参加率の向上に資するものであるかということをごさんにお聞きしたいと思っております。

○大澤参考人 大変難しい御質問でありまして、しかし、今回の法改正というのは、裁判員制度が国民の負担を十分考慮した制度なんだということをお明らかにする意味というのはやはり持つていてのだからと思えます。それは、第一の長期間の審理を要する事件を除外するというのもそういうものですし、また、第二、第三の法改正というのもそのような趣旨のものかと思えます。

その点で、国民の負担も十分考慮しながらやっていくんですよというメッセージを示しているという点では、一定のメッセージは持つているのかなというふうに思います。

○前田参考人 参考人の前田でございます。

確かに、裁判員裁判施行当初より裁判員候補者の方の辞退率がふえているというのは統計上明らかではないかと思うんですが、その原因がどこにあるのかというのは、なかなか分析が難しいところがあるのではないかと思っています。

私、もとより分析できる立場にはございませんけれども、一つは、私が思いますに、裁判所の運用が辞退に対して非常に緩やかといいますか、辞退の申し出があれば、まずほとんどその辞退を認めてきたという現実がございます。そういう運用の実情を市民の皆さんがわかってきて、行かなくても特に法律上制裁を受けることはないのではないかとというような心理的な状況が生まれていくことも一つの要因であるのかもしれないですね。だからといって、では、裁判所に出席しなかった人に対して何か厳しくやたらいいのかわかるといふことにも、それは私も消極的な意見ではあるんですけども、そういう一種のなれが生じてきているこ

とが一つの原因ではないのかというふうな思っております。

ただ、私自身の個人的な意見を申し上げますと、積極的に裁判員になりたいという方が多いという状況が果たしていいのかわかるとも思っています。刑事裁判というのは、場合によっては、人を死刑にしたり、刑務所に送る作業でございます。誰も、やりたくないというか、積極的にそれをやりたいと思うような職務ではないと思っておりますね。

ですから、そういう刑事裁判の判断者に立つということ自体は、なかなか、自分がやれと言われてもちゅうちゅうするけれども、しかし、この制度趣旨がやはりそれなりに民主社会の一つの重要な要素として存在して、そういう立場に立つたものであればその責任をきちんと果たしたい、そういうことで裁判員の職務を担っておられる方々もかなりおられるんだろうと思うんです。

数字的に、やはりやりたくはないけれども、やってみたら非常によかつたという統計数字があるのは、そういう一人一人の国民の皆さんの心理的状况を反映しているのではないかと思っております。私自身は、辞退率が向上しているということについて、やはりちゃんと分析をする必要はあると思えますけれども、余り悲観的には見ていないというのが私の個人的な見解でございます。

○江川参考人 辞退率が今回の法改正でどう変わるかというのは余り関係ないんじゃないかなという気がするんですね。

それよりも、さっき申し上げたような託児の問題とか、それから、先生おっしゃったように、実際、裁判員の中にも、会社との関係が一番大変なんだ、だから、裁判所の方からも会社の方に一言言ってほしいみたいなことをおっしゃっている方もいらっしゃるんですね。

そういういろいろな配慮を尽くす。だから、どこが一番つらかつたのかというのを裁判員の人たちから聞いて、そこを、制度を改善したり、運用を改善したりすることがやはり大事なんだ

ろうなというふうな思っています。

○辻委員 ありがとうございます。もう時間もあれなので、最後の質問に移らせていただきますけれども、この裁判員制度、六年目を迎えておりますが、今後の展望として、今回の法改正を得て、これから、特に法改正の一部の部の長期の裁判に対する除外理由、この除外理由を理由に、審理時間に対して、先ほどいろいろ意見陳述があつたように、原則としてはその事項に今までは当てはまらないけれども、万が一こういうことがあつたときにこういった規定があるということとは私は重要なことだと思っておりますが、一方で、今後の裁判員裁判のプロセスの中で、本当に国民の興味というか、国民にとつて大事な事件で、それなりに裁判にかかる時間が長期化してしまふ事件に関して、ただ長期の裁判が予想されるからという理由だけで裁判員制度から除外するということは、私は避けなければいけないことだと思っております。

その部分に関しての、濫用と申しますか、そういった部分に関しての懸念について、これも最後に三人の参考人それぞれに、短くで結構ですので、お聞きして、質問を終わらせていただければと思えます。

○大澤参考人 先ほど申し上げましたけれども、要件の中で、裁判員の選任が困難あるいは裁判員の職務遂行、確保が困難、この部分がポイントとなり、そこについて幾つかの考慮事情が挙げられることになりました。そして、これは前田参考人もおっしゃられましたけれども、その中で、特に裁判員選任の経過というのが重要な意味を持つこととなっております。その点では、かなり厳格な運用をせざるを得ない、そういう要件立てになつていくというふうには私は理解しております。

○前田参考人 前田でございます。裁判員の負担に配慮して刑事裁判の本質が損なわれるというのはまさに本末転倒でございますので、十分に審理を尽くすべき事案につきましても、裁判員裁判といえども十分に審理を尽くすべ

きである。そのために、裁判員の方には負担になるかもしれないけれども、そこは国民の義務として頑張つていただきたいというのが私の正直な気持ちでございます。

したがういまして、裁判員裁判の意義ということをお私自身も高く評価するものでございまして、裁判員の方の負担を前面に出して裁判員裁判の対象から除外するとうようなことは、よほどの例外的な事例でなければ、するようないことがあつてはならない。そのための一つの手続的な歯どめとして、選任手続に入つた上での裁判所の判断というものがこの法律に規定されたのだというふうな理解をしております。

○江川参考人 よくわからないんですけども、とにかく、これ以上の迅速化、迅速化というのはやめてほしいというのが裁判員を見ていての感想です。これ以上迅速化しなければいけないんだつたら、これ以上迅速化しないと裁判員でできないんだつたら、裁判員じゃなくても、普通の裁判官による裁判でもいいから丁寧な審理をやつてほしいという事件もあるというふうな思っています。

そのバランスのところをどうしたらいいのかは先生方の御専門だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○辻委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○奥野委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 公明党の國重徹でございます。

きょうは、三名の参考人の皆様に当委員会までお出ましいただきまして貴重な意見を賜りましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

私も弁護士出身でして、刑事裁判もそれなりにやつてきたんですけども、残念ながら、裁判員裁判は一件もやらないまま候補者になり、政治家になりましたので、きょうの参考人の皆様の意見も関心を持って聞かせていただきました。

まず冒頭、裁判員裁判が導入されたことによつて刑事裁判がよくなつたと思うのか、悪くなつたと思うのか、これについての評価を具体的にお伺

いしいたいと思います。

江川参考人は、先ほどの意見陳述の中で、オウム事件を通じて具体的に、いい面、悪い面というのを大分おっしゃっていただきまして、補充的に言うところがあれば言うただくということ、大澤参考人、前田参考人を中心にお伺いしたいと思います。

○大澤参考人 裁判員制度の趣旨としてうたわれていることは、先ほども申しましたように、国民の感覚を裁判に反映し、国民の信頼を向上させ、そして国民的基盤を厚いものにしていくということでございますが、同時に、裁判員制度が導入されたことによりまして、国民にとつてわかりやすい裁判をしなればならないということで、従来、調書が多用され、そして調書を、要旨のみ公判廷では告げて、後は、裁判官が裁判官室に持つていつてその内容を詳細に読んで心証を形成する、そのような裁判、これは、人によつては調書裁判と批判し、また公判の形骸化などというふうにも呼ばれていたわけですが、それに対して非常に大きな転換を起した、これはまさに裁判員裁判が入つたからということであろうかと思われま

す。
証人の尋問を中心にして、直接主義、口頭主義とよく言われますけれども、そういう形の公判が行われるようになった、このことの意義というのは私は非常に大きいものだと思います。そして、国民が刑事裁判に参加するようになり、国民にわかりやすいものでないといけないということになったということが、その後のさまざまな刑事司法の改革にもつながっている面があるというふうには私は思っております。

○前田参考人 前田でございます。
やはり、裁判に対する国民的な関心が高まったという意味では、裁判員裁判というのは非常に意義のある制度だというふうには思っております。
弁護士という立場は刑事弁護にかかわりますので、刑事弁護人という立場から裁判員裁判を見た場合についての私の感想を申し上げます。

刑事弁護人というのは、被疑者、被告人の援助者として、徹底的にその立場に立つて、国家における刑事訴訟過程での人権侵害を防止する、それから、著しく不当な重い判決ですとか不公平な判決を防ぐ、間違つても無実の人を有罪としない、被疑者、被告人の援助者としての活動に徹することによつてその被疑者、被告人の更生を図ることも資して、最終的には市民生活の安全を図る、こういうのが刑事弁護人の役割であるというふう

に理解をしております。
そういう立場からいたしますと、裁判員裁判を通じて被疑者、被告人の立場からの人権保障が図られたかどうかという尺度から我々は見ざるわけでございますけれども、そういう意味では、捜査段階における取り調べに余りに比重が置かれた今の構造を変えられたか、あるいは裁判における事実認定が適正に行われたか、こういう角度から検討いたしますと、いずれも、例えば取り調べ過程での録画、録音の導入、取り調べの可視化が図られるという情勢になつてきたというのは、大きくはやはりこの裁判員裁判の施行と関係するわけでありまして、捜査過程における適正な運用というものに資する方向で動いていることは間違いありませんし、また、裁判所における事実認定の適正さという角度から見しても、そういう意識で裁判所が運用されていることは事実であろうかと思ひますけれども、さらに、やはり私たちの立場からすると改革すべき課題も多々残つておりますので、それにつきましては、今後検討して改革を図つていく必要があるだろうというふうには思っております。

ちよつと具体的に述べる時間がございませんので、概要、そういう趣旨の感想を述べさせていただきます。
○江川参考人 傍聴人の立場から申しますと、裁判員裁判が始まつて劇的に変わったのは検察官であります。かつては、恐らく主戦場が取り調べ室だったということもあるのかもしれませんが、これも、証人尋問なんかでも、ただ読んでいただけ

いう感じの検察官が少なくありませんでしたが、今は、本当に証人と会話をしながらきちつと尋問を行うというような場面が、別に裁判員裁判以外でも、そうやつて力量が高まっていますので、よくなつてきたということが言えるというふうには思ひます。ほかの、裁判員裁判以外へのそういう影響も出てきているというふうには思ひます。
それから、裁判所全体に対する影響というものは、まだよくわかりません。ただ、今、裁判員裁判のもので若い裁判官が育つていくわけですね。そういう人たちが裁判長として裁判を率いる、こういうようになる時代が来るわけなので、そういう長いスパンで見れば、刑事裁判全体の改善に大きく資する制度だというふうには思ひます。
○國重委員 それぞれの参考人、ありがとうございます。

今、江川参考人からも、検察は劇的に変わったんだというような意見がございましたけれども、では、弁護士は、弁護活動はどう変わったんだというところで、前田参考人にお伺いしたいと思ひます。

裁判員裁判が導入されたことによつて、捜査段階の弁護活動も含めて、刑事弁護活動というのは大きく変化した点もあつたかと思ひますけれども、それを国民の皆様にはわかりやすく説明していただければと思ひます。
○前田参考人 刑事弁護にかかわる立場からお話を申し上げます。
裁判員裁判によつて弁護活動も大きく変わりました。公判における弁護活動は、裁判員の方が判断者に加わられるわけでございますので、裁判員の方にわかりやすい法廷活動をしなきゃいけないということがございますので、法廷における弁護活動の活性化というか、力量を高めるといふか、そういうことをやつてまいりました。

ただ、先ほど江川参考人がお話しになりましたとおり、検察は組織として総体の力量を上げていくということもございまして、残念ながら、弁護士の場合には、個々の弁護士がそれぞれ

個々の事業をやつていくという関係で、必ずしも全体的なレベルアップが図られていないところとがありまして、裁判員の皆様からは、この間、弁護士の弁護活動がわかりにくいという評価をいただいできてはおりますけれども、日弁連を初め、法廷での弁護技術を高めようという努力はしてきているわけでございます。

それから、捜査でございますけれども、裁判員裁判の導入と並行いたしました、被疑者国選弁護が拡大をされまして、被疑者段階から弁護人が弁護活動をするということがふえました。

また、裁判員裁判は非常に集中的に審理を行いますので、捜査の段階から弁護側の方針をきちんと確立して裁判に臨まなければならぬという要請がふえたこともありまして、捜査弁護が活性化したということは間違いなく言えるかと思ひます。
そういう意味では、捜査段階における弁護活動というものが、これまでやる弁護士が少なかったわけでありまして、非常に総体的に量としてふえておりますし、さまざまな事案に即して、それぞれの工夫をしながら弁護活動に従事しているというところで、裁判員裁判が、刑事弁護における捜査段階、それから公判での活動、いずれも活性化させているということは言えるかと思ひます。

○國重委員 ありがとうございます。よくわかりました。
今、捜査段階の弁護活動についてもお話しいただきました。被疑者国選が拡大したということですが、私、ある弁護士に聞きますと、傷害致死罪に関しては、被疑者国選の段階は一人しか国選はつけない、公判段階で初めて複数選任になるというふうなことで、例えば、否認事件でこのような傷害致死の案件を弁護士が受けた場合というのは、捜査段階でもかなり活発に動かないといけないので、弁護士にとっては大変な労作業になるかと思ひます。

先ほどもお話しされました、検察官は組織で、

弁護士は個人なんだと。個人商店のようなもので、しかも、大体の弁護士は、刑事専門以外は、恐らく、民事事件とかを、九割以上の事件数を持つていて、それ以外の割弱くらいを刑事事件を担当しているということで、そのような弁護士が、傷害致死罪に関して、捜査段階で国選弁護一人ということでは負担が重いというような意見も聞いたんですけども、それについて前田参考人はどのようにお考えか、お伺いします。

〔委員長退席、柴山委員長代理着席〕

○前田参考人 刑事訴訟法の規定によりまして、複数の弁護士が選任されます被疑者国選の対象事件が法定刑で死刑または無期懲役の事件というふうになっております。傷害致死の場合には有期懲役が最高刑ということになっておりますので、その関係で、被疑者段階では、傷害致死の事件の場合には、裁判員裁判対象事件ではあるんですけども、複数選任ができないというような事例が生じているということで、弁護士からのその種のさまざまな問題提起はなされているところでございましてけれども、これは、法律の改正をきちんとやっていたかどうかということによってしか解決ができないのではないかと考えております。

したがって、傷害致死事件の被疑者国選弁護を受けた方は、被疑者国選弁護をやめまして、みずから私選弁護人として複数でやっていると、いろいろな事例もないわけではございませんので、これは、法律改正で何とか、裁判員裁判対象事件は少なくとも複数というような形で改正をしていただければいいのではないかと、いろいろに考えているところでございます。

○国重委員 よくわかりました。

では、引き続き前田参考人に焦点を当てて、弁護活動に関してお伺いしたいと思います。

公判前整理手続に付された刑事裁判、裁判員裁判は全てそうですけれども、そういった刑事裁判の記録を謄写しなければならぬんです。その際、裁判員裁判における記録の謄写料というのは大体幾らくらいなんでしょうか。

○前田参考人 被疑者国選事件ですと一枚につき四十円で費用が出るということでございます。争っている事件などございまして、その枚数につきましては全て謄写料は出されるということになっておりますが、謄写をするのは、私選弁護事件などで業者の方に依頼をすることが多いわけでございますけれども、その業者の方の費用によつて全国さまざま異なっているというのが実情でございます。

一応、一枚四十円ということが、被疑者国選の段階といえますか、被疑者に限らず被告人国選も含めてですけれども、国選弁護における費用の単価になっております。

○国重委員 済みません、ちよつと私の聞き方が悪かったかもしれませんけれども、私もいろいろな弁護士に話を聞きまして、裁判員裁判を経験した弁護士数人に聞きますと、自白事件の裁判員裁判が充実していますので、そこにおいて謄写の枚数が非常に大部になるといふことで、場合によっては、二十万から三十万かかる場合もざらにある、自白事件でそれくらいかかる場合もざらにあると。

ただ、これはもちろん法テラスから後に支払われるとしても、結局は立てかえ払いになってしまふということ、裁判が終わるまで弁護士が持ち出しで謄写しないとけない。特に、今回の裁判員裁判というのは、若手の弁護士が弁護活動をしている場合もあつて、結局、何件か裁判員裁判をやると、二十万、三十万、時には五十万とかいふようなことがかかるようになる、実際に、費用がかかるということ、謄写を制限しちゃうというふうなこともあるというふうにも聞きました。

こういった運用、今、法テラスが後で支払うというふうなことで、実質的には弁護活動が制限されているんじゃないかというふうな意見もありましたけれども、弁護士会、また前田参考人としてはどのようにその点をお考えか、お伺いいたします。

○前田参考人 事件によりましては、謄写費用の総体が、二十万、三十万、五十万を超えるような事件があることはもちろん承知しておりますし、私自身もそういう事件は経験しております。

ただ、法テラスにおける謄写費用の支払いは、全てが後払いということではなくて、一定の金額以上ですと支払いをするとか、一定の期限が来た段階で締め支払いをするとか、いろいろ工夫はされておるわけでございますけれども、とりあえずは立てかえて支払うということがありますので、そのシステムをどのように変えていったらいいのかというのはなかなか難しい問題であります。

しかし、謄写費用があるがために弁護活動を制限するというのもこれまで本末転倒でございまして、やはり、必要な謄写があれば、謄写をしなれば十全な弁護活動ができないわけでございますので、謄写費用がかかってもそれを補償するような、そして速やかに填補がなされるような制度をつくっていくということ以外にはないのかというふうに思います。

○国重委員 先ほど辻委員の方からも話がありましたけれども、裁判員候補者の選任手続への出席率が年々低下しているというふうな傾向がございまして、これに関して、出席率を上げる方策について、江川参考人から先ほど、二つ、三つ具体的な提案がありました。

大澤参考人、前田参考人にお伺いいたします。裁判員が活動しやすい環境をつくるための具体的な今後の改善施策をどのようにお考えか、裁判員候補者の選任手続への出席率を向上させる方策について考えるところがあればお伺いしたいと思います。

○大澤参考人 大学で刑事訴訟法を教えている立場とはなかなかびたつとこないところで、イメージがつきにくいところもございましてけれども、やはり、企業等会社にお勤めの方がより出てこられやすくするか、江川参考人からお話がありましたような、主婦の方でも出てこられやすくする、

そのための環境を整えるということは大事なことでありうと思ひますし、また、前田参考人が言われたように、私も、やりたいという人がたくさんふえてくるというのが果たして本当にいいことなのかというところ、そこは少し疑問であります。

ただ、いろいろ、自分の本来の仕事もあり、家庭もあつて、そういう中で、しかし、大事な仕事だから出ていくんだと思ひえるような、そういう意識を育んでいくということは必要であるかと思ひます。時間の長い話でいえば、若い段階からの法教育を充実させていくというようなこと、ございまして、また、我々も、教育の場に携わっている関係から、いろいろできることというのはあり得るのかもしれない。

大変抽象的なお答えで申しわけありませんが。

〔柴山委員長代理退席、委員長着席〕

○前田参考人 私自身は二〇一〇年の七月に初めて裁判員裁判を経験したわけでございましてけれども、そのときの裁判員の方は、六人全てが女性ということになりました。裁判員候補者として出席された方には多数の男性の方もいらつしやつたわけですけれども、当日、仕事を理由として辞退の申し出をされる方が大変多かつたわけでございまして。

したがって、十日間というその当時ではやや長い期間でございましたので、長期の審理を要する事件については、仕事を持つていらっしゃる方の辞退率はふえるのではないだろうかというふうな懸念をいたしました。

そういう意味では、やはり職場での理解とか、企業の理解というのがこの点では非常に重要なのではないだろうかというふうには私は認識しておりますし、裁判員裁判についての職場、企業での御理解をぜひいただければ、裁判員候補者の方が辞退をしないで済むというような状況になるのではないだろうかと思ひます。

○国重委員 時間が参りましたので終わりますけれども、きょうは、三名の参考人から貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。私

を鑑みても、この制度が形骸化、また骨抜き制度にならないためにも、しっかりと見直し規定を盛り込む、国民の声がこの制度にしっかりと反映され続けていくことを担保する上でも、この見直し規定を盛り込むということも明確化、明文化しております。

この見直し規定を盛り込むということに關して、お三方から御意見を賜れますでしょうか。
○大澤参考人 裁判員制度という重要な制度の運用を随時確認し、見直ししていくことは、極めて大事なことであり、なされていかなければいけないことだろと思つております。

見直し規定というのは、恐らく、今回のものは、制度が立案して立ち上がりの時期であり、またいろいろの不測の事態も起こるかもしれない、そういうものを考慮しながら考えていかなければいけないということ、もともと裁判員法の中に入れてきたということかと思つてます。その意味では、現在六年を経過して、それなりに運用として安定的に行われてきているのではないかと、ことごとくとしますと、もちろん、問題が出てきたときにいろいろと議論をし、また国会でも動いていただくということは必要かと思つていただけます。見直し規定が必要なのかというところは、私としてはよくわからないと思つております。

もちろん、入れておくということが確実な方策ということなのかもしれませんが、しかし、何か問題があらわれてくれば、恐らく国会の方でもまた議論をされるということになっていくのかと思つております。そこところは、私は、どちらがいいのかということには必ずしもよくわかりません。

○前田参考人 今の刑事訴訟法ができてから六十年を経過した段階で、裁判員裁判という新しい制度が始まったわけでございます。
そういう意味では、新しい制度につきましては、随時その運用状況を検証して、よりよい制度にしていくということは非常に大事なことでございまして、私は、見直し規定を置いて一定の時

期に検証していく、改めるべき課題があれば改めていくということは非常に大切なことではないかというふうな思つております。

○江川参考人 私は、先ほど申し上げたように、まだ過渡期だと思つております。これだけ大がかりな、そして重要な裁判のあり方の制度変更ですの、やっけていくうちにいろいろなことが出てきて、実際、大震災のようなことが起きて、これはどうしなきゃいけないのかということも今話し合われていくわけですね。

先ほど申し上げたように、これから死刑の執行が相次ぐというような時期になったときにどうなるかと、そして、これもまた先ほど申し上げましたけれども、裁判員の方は、守秘義務がかけられていくこともあり、声を上げにくいという状況ですから、むしろ先生方の方から、随時積極的に情報を集めて、問題はないのかということを中心として残していただきたいと思います。

○鈴木(眞)委員 せっかく参考人の先生にいらつしやうにお願いしているのです、大澤参考人に一点だけ、ちょっと確認というか、改めて伺わせていただきたいんです。
見直し規定に關しては、今、絶対的に入れる必要があるとは言い切れないとお話だったかと思つて、一方で、先ほどの、例え長期事件の除外規定、これも、今現在六年間やってみて、今までこれで裁判員裁判ができたこと事例は実際問題ないわけですね。先ほど参考人もお話の中で、しかしながら、どういった重大事件といふ大きな事件が、また多くの国民の関心事になるような事件が起こるかかわからない、だからこそ、先手を打つ意味でもこの除外規定といふものの必要性があるのではないかと、いつか御意見を賜つたかと思つております。

そうなるべくと、長期事件の除外規定の際には、そういった先を見据えた、今現在は存在しないけれども、起こり得る可能性によって除外規定は盛り込むべし、しかしながら、見直し規定に關

しては、起こり得る可能性があったとしても入れる必要性はないということに、ちょっと、整合性といふ部分か、そういう部分に対しての大澤参考人の御意見を伺えればと思つております。

○大澤参考人 今回の、長期事件を除外できるようにするかどうかという話、もともと裁判員制度が司法制度改革審議会で議論されていたときに、そういうものをどうするのかという議論はあったのであると思つております。そして、施行直前、施行の間際になつたところで、この種のこともあるのかということ、いわゆる区分審理制度といふものを手当てして、そしてスタートしたわけでありまして、区分審理制度も必ずしも使い勝手のよいものではないといふところもあり、そしてその中で、今後難しい問題が生じ得るかもしれないといふことで、今回の改正が出てきたということかと思つております。

確実な節目を置くという意味で、見直し規定を置いておくということもあり得るでしょうし、裁判員制度という枠の中でそれを考えるのか、刑事司法全体の枠の中で考えるのか、いろいろまたあるかと思つております。裁判員制度も刑事司法制度の一角であり、また刑事司法制度が大きく動いていくという中でありますので、裁判員制度だけで考えるのがいいのかということもあろうかと思つております。

○鈴木(眞)委員 ありがとうございます。
時間もなくなつてきましたので、最後に、刑事手続、捜査のあり方にかかわる制度の改革という視点で、これは前田参考人と江川参考人、お二方にお伺いをさせていただきたいと思つております。
裁判員裁判の導入に当たり、さまざま期待の声がありました。その中の一つとして、疑わしきは被告人の利益に、こういった原則が裁判員によつて以前よりも強調されるのではないかと、こういった声も実際にあつたかと思つております。

実際に、前田参考人が書かれた、我々が手元にいただいた資料の中でも、「裁判所は有罪か無罪かを判断するところ」ではなく「有罪であることを

確認するところ」となつていいる現実、こういったことも書いていらつしやいますし、また、いわゆる調書裁判からの脱却への期待、こういったことも、先ほどほかの委員からも御指摘があつたかと思つております。

そしてまた、その中で私が非常に大事だと思うのは、実際に裁判員としてこの制度を経験された皆さんからの生の声、提言にしっかりと我々は耳を傾けていかなければいけないのではないかと。例えば、裁判員の皆さんがおつしやるのは、自分が実際に出した判決への信頼、自信を確固たるものにするためにも、檢察官が持つている証拠を全て明らかにしてほしい。証拠の開示、そしてまた取り調べの可視化、こういった声が実際に国民の皆さんから提言という形で出されております。

しかしながら、悲しきかな、威圧的な取り調べの二ユーエスなどがいまだに散見される、これが現実であります。そしてまた、檢察官による参考人への一問一答式の想定問答集の存在なども実際に証拠として出されてもおります。
そういった上で、お二人、前田参考人、江川参考人にお尋ねをさせていただきます。

捜査のあり方、刑事司法改革というものは、まさに国民一人一人の利害にかかわつてくる、こういったことも言えるかと思つていただけます。国民からのこうした提言をしっかりと盛り込んでいくべき、また、我々として、立法側、そしてまた捜査当局、また司法の側で、こういった国民の提言を取り入れる十分な努力をしているものと、江川参考人であれば、実際に市民感覚も代弁していただけて、実際にこの努力が十分なものであるか否か、そしてまた、実務を経験されていらつしやる前田参考人からも、実際にしていらつしやるものとして、国民は今、刑事司法を實際に信頼できる制度に、我々はその上に立つていられるか、そういった点の御意見を伺わせてください。

○前田参考人 今、鈴木委員から御指摘があつた、私の論文の話が出ましたけれども、あそこで私が書きましたのは、私自身の言葉ではございませ

い分けをしてきた、そのふるい分け自体が適正であつたがゆえにこういう高い有罪率になつてゐる、こういう説明を一通りすることはできると思ひますけれども、その中に、やはり過度に取り調べに依存してというか、取り調べ過程で得られる供述に依存して、それがまさに真実と合致しないものとして作成されてしまつて、それが結局裁判所の判断にも影響を与えて、それで無実の人が有罪になつてきたというのが我が国の過去の冤罪事件の典型的な事例であつたわけで、そういうことが裁判員裁判を契機としてなくなつていくようにしたいという思いが刑事弁護にかかわる我々の立場としてございました。

そういうことでございますので、やはり、過度に取り調べに依存して、そこで得られた供述、そこでつくられる供述調書に依拠して刑事裁判を動かしていくということを変えることが、冤罪を防ぐためにも必要です、取り調べ過程における被疑者の人権を守るという観点からも必要なのではないかと、いふふうにして思つておりました。

裁判員裁判の対象事件というのは、全体の事件数から見ると三〇程度でございますので、刑事司法のほかに九七％は裁判員裁判の対象事件ではないわけでございますけれども、対象が重大な事件ということで規定されておりますので、ほかに対する影響力も大きいわけですね。

ですから、裁判員裁判の、重大事件であるということからくるほかの事件への波及力、影響力ということも考えますと、裁判員裁判の事件におきまして、きちんとした適正な取り調べを行つていくということが、やはり公判中心の、公判における供述が証拠の軸になるというその構造をしつかり本物にしていく重要な要素だろうというふうには私に考えております。

しかし、檢察の方の基本的なスタンスはきちんと訴追する立場にあるので、その責任を果たしていくということ、基本的なスタンス自体を変えていくというふうには私自身の目からは思へ

ません。調書の作成方法などにつきましても、前から比べると相当変わつてきたという認識はありますが、やはり、調書、檢察官の取り調べによつて得られる供述が軸になるというスタンスは相変わらず変わつていないんだらうというふうには思つております。

○大澤参考人 刑事手続の捜査と公判の間の比重ということ、先ほど前田先生の論文を引用して御紹介もあつたところでありますし、また平野先生が非常に問題意識を持つておられたところかと思ひます。

従来の日本の刑事手続というのは、非常に詳細な捜査、しかもそこでは取り調べが中心を占めて、詳細な捜査が行われ、その結果が調書として公判に出ていって、またその調書を精密に検討して公判の審理が進むということでございます。そのような状況を指して、平野先生は絶望的であると呼ばれました。ただ、平野先生はその前に、私の記憶では、陪審制か参審制でも採用しない限りというふうな留保もつけておられました。

そして、まさに現在の日本では、裁判員制度という形の国民参加制度が入つておるわけでございませぬ。その中で、公判が活性化をしてきた、供述調書中心の公判ということではなくて、証人の取り調べ、そこで直接に話を聞く公判という形に移つてきた、これは間違いのないところでございませぬ。

そうすると、委員のたゞいまの御質問でありませぬけれども、それは捜査の段階にどのように返つてくるのだらうということ、ここは多分一番難しいところであらうかと思ひます。

裁判員裁判というのは、公判が始まりますと、一気呵成に進みます。そういう公判手続というものが後ろにあることを考えますと、やはり捜査は詳細にやるんだ、調書はそのまま使えないとして、捜査は詳細にやつて事件の像をきちつと固めておかなければいけないんだというの、これは一つの行き方でございます。

しかし、供述調書等を詳細に使わず、公判で証

人を取り調べ、公判で直接話を聞くということであるとする、別の捜査のあり方というのもあり得るところなのかも知れませぬ。

捜査の段階が変わる一つの可能性としては、裁判員制度が導入されたことに言つて言つて私は両様あると思つてますが、その中で、公判段階に一般の国民が入つて、一般の国民の目から見て、では今までの捜査というものがどのように見えるのか、それがどういふふうに見えるかによつて今後の捜査のあり方というのが変わつてくることだらうと思ひます。まさにそれがありましたからこそ、取り調べ、供述調書に依存した捜査、公判のあり方の見直しということが法曹三者の間でも共通の課題として認識をされ、録音、録画に向かつて動きというのも動いてきておるところかと思ひます。

その意味では、私は、裁判員制度があつたことというの、そういう動きの一つの重要な背景をなしたといふふうには考えています。

○江川参考人 氣をつけなきゃいけないのは、裁判員裁判を余り過度に絶対視するというのは違つて思つておる。裁判員だつて間違つておると思つておる。

私も実際、裁判員裁判を傍聴して、判決を見て、これはかなり檢察の組み立てに引張られておるなといふふうに感じたことはあります。そういうときには、一つは檢察のプレゼン能力が高いということもあり、あるいは、裁判所がいろいろの助言とか、それから証拠の整理とか、そういうのをしたのかなというものが全然見えないわけですね。だから、やはり、そういうことをチェックする上でも、守秘義務の問題というのはいささか緩やかにする必要があるんじゃないかなといふふうには思つておる。

つまり、裁判員裁判は絶対ではないし、ましてや国民に間違つた裁判をさせるということのないように、いろいろのことをしなきゃいけない。証拠の開示だつてそうだと思うし、可視化だつてそうだと思うんですね。ですから、そういう意味

で、やはり進化をしていかなきゃいけないし、そういう途上にあるんだらうなといふふうには思ひます。

○重徳委員 ありがとうございます。もう一点、お三方に質問したいと思います。裁判員裁判が導入されてから、これもまた前田参考人の論文の中にあるんですが、檢察官の起訴基準というものは変わつていないんですね。最高檢察庁の裁判員裁判における檢察の基本方針においては、「的確な証拠によつて有罪判決が得られる高度な見込みがある場合、すなわち公判廷において合理的な疑いを超える立証をすることができると判断した場合に限り、適正な訴追裁量の上で、公訴を提起することになる」と。この部分は変わつていないということなんです。まあ、そうむやみに変えるものでもないんでしようけれども。

ただ、現実、この委員会でも指摘をさせていただいておるんですけども、有罪率は裁判員制度になつてからも九九％を超えておるんですが、檢察による起訴をする率が、五、六年前までは五〇％以上、六〇％台ぐらいが基本だつたんですが、ここところ、三〇％程度まで下がつておるということもありまして、ありていに言えば、有罪率を確保するために起訴率がどうしても下がつてきてしまつて、厳しい裁判員による事実認定に耐え得るような、そんなようなことがあるかもしれない、そういう可能性も感じておるころなんですね。

この起訴率といつたもの、それから、有罪率が裁判員制度になつても今までも維持されるべきなのかどうか、このあたりについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○前田参考人 なかなか難しい御質問で、起訴率の低下の要因がどこにあるのかといふのはちょっと私の立場から何とも申し上げかねますけれども、刑事弁護にかかわる立場から申し上げますと、やはり被疑者国選の拡大がございまして、被疑者段階での弁護活動が活性化した、そのことに

よって、検察官において起訴猶予等をしてよいという判断をされた事例が、数としてはどのくらいあるかまで把握はしておりませんが、一定程度あるのではないかと。起訴率の低下の一要因として被疑者弁護活動があるのではないかと。このように、刑事弁護人の立場としては考えているところがございます。

ただ、検察の起訴基準をどうするかというのは非常に難しい問題でございますけれども、まさに刑事司法手続の全体を、検察を軸に置いた今までのやり方を変えて裁判所に軸を置く、要するに、裁判所でやるべきことが非常に多いという構造になるわけで、それが全体としてどうなのかというのは非常に難しい問題でございます。ここで私の方で簡単に答えが出るものではないんですけども、公判中心ということをうたう以上は、従前の、検察官が裁判官に成りかわって有罪が無罪かの判断をした上で、それを裁判所に公訴提起する、そういう構造を変えるということもあっていいのではないだろうかというのが私の個人的な意見ではあります。

それがまさに裁判所における公判中心主義につながるのかというふうにも考えますが、なかなか難しいところがございます。何とも答えとしてはすっきりしないところもございまして、
○大澤参考人 大変難しく、かつ、刑事司法のあり方を変えていく上での本質にかかわる御質問だということに受けとめました。

それで、まず、従前、有罪率が非常に高かったというのは、これは検察官が起訴の段階で緻密に事件を振り分けて、危ない事件については基本的に起訴しないという運用をかなりしていたということが一つ大きな影響を持っていたのかもしれないと思います。

まさに起訴、不起訴の段階で本当に起訴すべき事件を緻密に振り分けようということだと思います。その前提として、捜査が非常に詳細に行われなければならないということになります。まさに、従来の取り調べを中心とした詳細な捜査とい

うのは、それを支えていたわけです。その点で、先ほど引用された平野先生などは、むしろ、捜査をあっさりさせるとともに、起訴もあっさりさせるべきだということを言われておりました。ただ、起訴をあっさりとするためには、起訴された後、公判に行つて無罪になつてしまふ、それがたくさんあるということが直ちによいことかというのも、これまた難しい問題でございます。

そうすると、捜査の段階では必ずしも固まっていなかったけれども、公判の段階で新たにプラスアルファとして出てくるようなものというのがあつて、それを期待しつつ起訴をするというようにならざるを得ない、そのような動きというものもあるのかもしれない。そのあたりとの関係で考えなければいけないところかと思ひます。

ただ、全体として、取り調べ、供述調書に過度に依存した捜査のあり方ということについて反省の動きが出てきていますので、起訴の基準、有罪の確信を持てるというラインそのものは変わらないかもしれませんが、事件の固まり方自体は少し変わってくるというところがあつて、それがまた、弁護側から公判でいろいろと防御活動をしていくことで事件の帰趨が変わっていくというようなことにもつながっていくのかなというふうには思つております。

○江川参考人 起訴率が低下しているということについては、その内容はきちつともう少し分析した方がいと思ひます。何も、裁判員裁判だから下がっているという問題ではないんじゃないかなと。例えば、殺人で逮捕されたけれども不起訴になつた例がふえていくかという、そうでもないんじゃないかなという感じがするんですね。ちよつと思ひ当たるのは、知的障害者の問題であります。

刑務所の中にも知的障害者がたくさんいるというところで問題になり、そして、取り調べの録音、録画のときに、知的障害のある人たちも対象にしようということを検察が始めた。そういう中で、

かつてだったら、刑事司法のライン、捜査、裁判、刑務所、つまり、捜査、司法、矯正のラインをぐるぐる回つていた人が、そうではなくて、むしろ福祉のラインの方に乗せなければいけないんじゃないかというような意識が法務省の方の中にも高まつてきて、刑務所の中に社会福祉を入れるとか、あるいは捜査段階でそういう専門の方の助言を得るとか、あるいはそういう施設といろいろ相談をするとか、そういう動きが少しずつ始まつてきているんですね。

やはりこういうことがどんどん広がつて、とにかく刑事のラインでぐるぐる回つているというのではなくて、もつと福祉との連携というのができるようになり、そして起訴率が下がっていくということであれば、これは結構なことだと思うんですね。

ですから、先生方も、ここは法務委員会でしようけれども、厚生労働関係のことをやっていると先生方も連携して、やはり刑事のラインとそれから福祉のラインの連携というのをもつともつと進めていただきたいなというふうにも思ひます。

○重徳委員 ありがとうございます。
今後もしつかりと審議してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○奥野委員長 次に、清水忠史君。
清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

参考人の皆様方におかれましては、御多忙のところ、当委員会まで足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。
二〇〇九年に裁判員裁判が始まつてから六年が経過しようとしております。私は、少し視点を変えて、国民が裁判員裁判にどう理解や支持を広がっているのか、さらに深めるためには何が必要かというのをテーマにしたいと思つております。

初めに、江川参考人、そして大澤参考人、前田参考人の順番でお答えいただきたいと思うんですが、最高裁判所が実は毎年、国民の皆さんに意識調査をしております。昨年、二〇一四年、あな

たは裁判員裁判に参加したいですかというアンケートを行つております。余り参加したくない、義務であつても嫌だと答えた方が何と八七％いらつしやるんですね。もちろん、裁判員裁判に参加された方々の中には、やつてよかつた、満足感、達成感、高揚感というのがある一方、九割近い国民の方々が、裁判員になるのは嫌だ、こう答えているというの、一方、事実としてあるわけですね。

なぜ嫌なのか、参加したくないのかということについても項目ごとに見ますと、例えば、自分たちの判決で被告人の運命を決めるなんて、そんな責任を自分が担えるだろうかとか、あるいは素人である自分が裁判官の皆さんと一緒に正しい判断ができるのだろうか、こういう思いがありますし、刑事裁判にはつきものの残虐な証拠、これを見るにたえない、不安があるといった回答があります。

それで、私は、裁判員裁判に対する国民の理解というよりは、刑事裁判というものがどういふものなのか、このことに対する国民の理解や支持を、まず前提として広げる必要があるんじゃないかなというふうにも思つております。

そういう点で、ちよつと抽象的な言い方もしませんが、刑事裁判というものはどういふものなのか、あるいは国民の皆さんが安心して参加するために何が求められているのか、どういふ改善点が果たして必要なのか、ちよつと難しい聞き方かもしれませんが、率直な印象で結構です。江川参考人、大澤参考人、前田参考人の順番でお話しただけで結構です。

○江川参考人 最初にアンケートの結果をおつしやいましたけれども、自分が裁けるかどうかかわらない、こういう謙虚な姿勢がむしろ私は必要なんだと思うんですね。そういう姿勢を裁判所に伝えるということも、今伺つていて思ひました。かなということも、今伺つていて思ひました。

そして、どう理解を進めるかというのは、これはやはり長い目で見る必要があると思うんです

ね。ですから、これをやったらすぐ結果が出るというものではないと思います。

最近、裁判所に行きますと、子供たち、中学生とか高校生の傍聴人というのも結構います。修学旅行で東京に来て、裁判所に傍聴に来たという人に出会ったこともありまして。そんなふうな若いときに裁判に触れる機会をたくさんつくる、あるいは法教育というものを、憲法から始まってきちっともつと広げていく、そういう地道な努力がやはり大事なのかなというふうに思います。

○大澤参考人 まず、意識調査に関してですけれども、やりたいというのと、やりたくはないが義務であれば仕方がない、それから、義務であってもやりたくもない、義務であってもやりたくないけれども、でも仕方ないというところがあるかもしれないで、あの選択肢が本当にきれいに切り切れているのかというところは、私もよくわからないところがございます。

その上で、刑事裁判という被告人の運命を扱うようなことがなかなか難しそうだという感覚というものは、今、江川参考人がおっしゃられたとおり、私は、刑事裁判に参加する上で非常に必要な意識であろうと思います。そのような難しい事柄についても、しかし、国民としての一つの責任としてやっていこうと思えるような状況をどうつくっていくのかということかと思えます。

これについては、先ほどもお話ししましたけれども、若い段階からいろいろと法教育等の場をふやしていくということは一つの大事なことであろうかと思えますし、私など、大学生になつてからしか裁判を見たことはありませんでしたけれども、最近では本当に、裁判所に行けば、中学生、高校生も来ております。あるいは、さまざまに、法曹三者が出張講義のようなこともやられております。あるいは、大学生がそういう試みをしている

こともございます。

そういうところで少しずつ意識を育んでいくということが、遠回りであるようですけれども、一つの大事なことでないかなというふうに思います。

○前田参考人 先ほども少し述べましたけれども、国民の一人として義務があり、その責任を果たさなければならぬというものであれば、嫌だけれども裁判員にはなるといふような意識は比較的健康で、私は、そういう方々が裁判員を構成されるということについて特に違和感はないわけでございます。

ただ、確かに、刑事裁判というものに対する一般市民の皆さんの理解が深まっていきませんと、やはり裁判員裁判が健全に機能しないという側面もありますので、そういう意味では、我々法律実務家が積極的に、一般市民の方々に対して、刑事裁判の実情を知っていただく努力をしなければならぬというふうに考えております。

先ほど大澤参考人もお話しになりましたけれども、裁判所においても、また弁護士会においても、市民の皆さんの要望があれば、積極的に現場に入って、いろいろと出張講義などをしてきていくという現状はありますけれども、まだまだその範囲が限定的にとどまっています、皆さんの理解を得られていないという側面があると思えます。

我々法律実務家がさらに努力を図って、刑事裁判の制度趣旨を理解していただき、まさに裁判員裁判の制度趣旨であります、司法が国民的な基盤に根差していく、そういうことを実現していきたいというふうに思っております。

○清水委員 ありがとうございます。

長い目で見て、改善すべきはやはり改善していくということが大事だろうし、教育の場で育んでいくということや、あるいは若いころから裁判を傍聴するというのも親しむ上で必要ではないかというところ、もう一つ、やはり、刑事裁判というものがどういふものなのか、またそれが本当に国民

の信頼に足るものになっていくのかということだと思いますと、裁判員裁判も刑事裁判の中で行われるわけですから、その全般にわたって広く検討、議論されるべきだというふうに私は思っております。

今回、法改正のものとりました裁判員制度に関する取りまとめ報告書というものを私は読ませていただきました。検討会の議事録を読ませていただきましたけれども、前田参考人にお伺いしたいというふうに思っております。

今回は裁判員制度の問題を議論するので、そこから外れるような議論はやめようよ、刑事訴訟にかかわるようなことについては議論の対象にするのはおかしいんじゃないかというような発言をされる委員の方もいらつしやいました。その中で、前田参考人は、委員として一貫して、例えば、対象事件の拡大とか、あるいは評決要件の問題、あるいは死刑について、さらには守秘義務、それだけではなくて、公判前整理手続における証拠開示のあり方等々についての意見を述べておられました。

これは、やはり裁判員裁判の制度をよりよくしていくという点と、刑事裁判の手続をどう改善していくか、刑事司法全般にかかわる問題であるということの御認識をお持ちだったからだというふうに思っております。その辺を、前田参考人の検討会で発言された思いやお気持ちについて、裁判員裁判と刑事司法全般にかかわる問題の中の位置づけについて御意見をお聞かせください。

○前田参考人 先ほど大澤参考人もお話しになりましたが、裁判員裁判も刑事裁判の一つでございますが、やはり刑事裁判に共通する課題と裁判員裁判特有の課題とがあつたわけでございます。

検討会では、裁判員裁判に特有な問題について議論をするのか、あるいは刑事裁判にも共通する課題についても議論をするのか、そういう争いがございまして、私は、裁判員裁判も刑事裁判の一つであつて、重大事件を対象にし、影響力も大きいということから、やはりあわせて、刑事裁判手

続全般にかかわるものも含めて議論をしたらどうかという立場で発言をしたわけでございます。

したがういまして、今、清水委員がおっしゃいました対象事件とか、これはまさに対象になるのでこれを除外しろという意見はございませんでしたし、守秘義務の問題も、これは裁判員特有の問題でございますので、これを除外して別のところで検討せよということはなかつたのでありますけれども、刑事司法改革全般につきましては、検討会の議論が始まりましたときにはまだ設置されておりましたので、刑事訴訟関連の議論をする刑事司法制度の特別部会が法制審議会に立ち上がったものでありますから、むしろそちらの方で議論をした方がいいのではないかと意見もありまして、私も、最終的には、そこできちんと議論がなされるのであれば、裁判員裁判の検討会ではまさに運用の問題をきちんと議論したらいいのではないかと、そういう立場で発言をした次第でございます。

しかし、どっちにしても、裁判員裁判であれば、これは刑事裁判の一つの重要な柱になっておりますので、刑事裁判全体にかかわる問題も非常にあります。先ほど私が申し上げました日弁連の改革提言の中でも、公判手続における改革、特に事実認定手続と量刑事手続とをきちんと峻別するというようなことは、これは裁判員裁判だけの問題ではないわけでございますので、そういうこともあわせて、やはり今後の裁判員法の運用のときには検証をしていって、改革すべきは改革していったらいいのではないかと、そういうスタンスでおるわけでございます。

○清水委員 ありがとうございます。

裁判員裁判が始まつて、これで完成ということではなく、発展途上で、長い目で見ていかなければならないし、刑事裁判全般にかかわる問題であるので、引き続き検討していくということが重要だということがよくわかりました。

江川参考人にお伺いします。

先ほど、やはり審議を拙速にするがゆえに、問題の本質や事件の性質、あるいは被疑者、被告人

